

教育民生常任委員会会議録

令和 5 年 2 月 1 7 日

宮 古 市 議 会

宮古市議会定例会令和5年3月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(2月17日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	7
付託事件審査(4)	8
付託事件審査(5)	10
付託事件審査(6)	12
付託事件審査(7)	14
審査終了	15

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時
場 所

令和5年2月17日（金曜日） 午前10時00分
議事堂 議場

○

事 件

〔付託事件審査〕

- （１）議案第29号 宮古市老人憩の家条例の一部を改正する条例
- （２）議案第31号 宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- （３）議案第32号 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- （４）議案第33号 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- （５）議案第39号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（重茂児童館）
- （６）議案第34号 宮古市介護保険高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例
- （７）議案第38号 宮古市北上山地民俗資料館条例及び宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例の一部を改正する条例

出席委員（6名）

坂 本 悦 夫 委 員 長
田 代 勝 久 委 員
伊 藤 清 委 員

白 石 雅 一 副委員長
小 島 直 也 委 員
工 藤 小 百 合 委 員

欠席委員（1名）

洞 口 昇 一 委 員

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

（1）

企画部長 多 田 康 君

田老総合事務所 齊 藤 清 志 君
長

田老総合事務所
住民生活係長 佐々木 朋 之 君

（2）

市民生活部長 下島野 悟 君

総合窓口課長 佐々木 則 夫 君

国民健康保険係長 大 越 公 君

（3）（4）（5）

保健福祉部長 伊 藤 貢 君

こども課長 岡 崎 薫 君

副主幹兼保育係長 鳥 居 裕 司 君

（6）

保健福祉部長 伊 藤 貢 君

介護保険課長 伊 藤 眞 君

管理係長 安 原 智 子 君

（7）

教育部長 佐々木 勝 利 君

文化課長 北 舘 克 彦 君

副主幹兼学芸係長 長谷川 真 君

北上山地民族
資料館館長 鎌 田 祐 二 君

議会事務局出席者

局 長 佐々木 雅 明
議会庶務事務員 中 村 奈津希

主 任 吉 田 奈 々

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（坂本悦夫君） 改めておはようございます。

ただいままでの出席は、6名であります。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会します。

本日の案件は、付託事件審査7件、説明事項7件となります。なお、各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略します。

また、議案第39号の公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてにつきましては、事前に担当課より、資料による補足の申出があり、これを許可して配布しておりますので、審査の参考にしていただきたいと思います。

それでは、これより本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

付託事件審査（１） 議案第29号 宮古市老人憩の家条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） 議案第29号 宮古市老人憩の家条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） おはようございます。

ちょっと質問させていただきたい部分、以前ですね、2月10日の際に、この老人憩の家小田代山荘につきましては、事前に説明をいただきましたけれども、その中でこの回数券という部分が、今回の条例で制定されるというお話になっておりましたので、この回数券の部分について、少し深くお聞きしたいんですが、まずこの回数券ですね、現在、返金の期限というか、この条例が4月1日から施行ですね。この施行されてからどのくらいの期間をもって、返金の対応に当たるのかという部分をお聞かせください。

○委員長（坂本悦夫君） 齊藤田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（齊藤清志君） まず回数券についてでございますが、この回数券は3,000円で、例えば高齢者の方々3,000円で11回分の回数券ということで、まずは有効期限は1年間というふうに、発行から1年間ということになっております。現在もう使っていただいている部分もございますが、当然残ることを想定をしておりまして、残った場合においてはその回数に応じて、金額を返還しようとするものでございます。ということで回数券の有効期限を考えますと、1年間以内ということになりますので、昨年5月ぐらいに発行していれば、本年の4月までということになりますけれども、どんどん使われておりますので、できるだけ回数券の購入者は、大体こちらのほうでも人が把握出来ておりますので、そういった方々に呼びかけをしながら速やかに返還をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（坂本悦夫君） 質問着座、両方とも着座のままで。質問は着座のままでよろしいです。

白石委員。

○委員（白石雅一君） ありがとうございます。人は把握しておられるということですし、ある程度そしたらもう見込みのほうも立ってるのかなというふうに思います。今回の条例の施行で、少なからず出てくる人数はいるのかなというふうには思いますが、その把握につきまして、見込みとしてはこのくらいいるんじゃないかなというのは現状どのくらいお考えでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 齊藤所長。

○田老総合事務所長（齊藤清志君） 回数券購入されている方は、主にほぼ毎日通う方々のほうが多いかと思っております。週でデータを見たときに4回以上行っている方々でいきますと、およそ30から50人ぐらいいらっしゃるというふうに見ておりました。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 今回の老人憩の家のサービスの移行に伴ってですね、いろいろ対応をしなきゃいけない方々が出てきておられるようですので、丁寧な対応をよろしくお願いします。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） そのほかございますか。

田代委員。

○委員（田代勝久君） 小田代山荘につきまして、この建物ですよ。建物がそのまま残ることになるというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（坂本悦夫君） 齊藤所長。

○田老総合事務所長（齊藤清志君） 2月10日の説明のところでもご説明をさせていただいたところでございますが、移行した後、この元の建物については解体するという予定となっております。

○委員長（坂本悦夫君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） 大変失礼いたしました。

解体する詳細の予定というものは、現時点では、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○委員長（坂本悦夫君） 齊藤所長。

○田老総合事務所長（齊藤清志君） 令和5年度の当初予算においては解体費用については計上しておりませんので、これからの解体のスケジュールについては、詰めていくことになろうかと思っております。まず最初に解体設計をしていくというのが先になりますので、設計業務から進めていくということになりますが、当初予算ではまだ計上していないというものでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） 現時点で、大体どの程度の予算があれば解体できるかっていうのはわかりますでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 齊藤所長。

○田老総合事務所長（齊藤清志君） 建物につきましては、木造の建築物で、面積的には700平方メートルほどとなります。全ての建物を入れますとですね。その部分については、割と簡単に過去の解体の経緯とかを見ていけば単価というのはおよそ積算できるかと思っておりますが、あそこは盛土をしたところに建てているものでございまして、取付けの道路でありますとか、駐車場の部分、その部分をどのようにするかというのは、これから所有者の皆様、所有者お2人いらっしゃるんですが、所有者との協議が始まってまいりますので、その中で、建物解体だけではなくてその下のほうをどのようにするかというのは、協議をしながら進めていくこととなりますので、現時点ではまだ幾らぐらいかというところの金額はお示しは出来ない状態となっております。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

それでは、これより議案第29号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第29号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替を行いますので、少しの間お待ちください。

〔説明員入替〕

○

付託事件審査（２） 議案第31号 宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） それでは次に、議案第31号 宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） 質問させていただきます。

今回の国民健康保険条例の一部を改正する条例ですけれども、出産育児一時金の支給についてということで条例のほう見させていただきましたけれども、これは4月1日からですし、今現状、お産を迎えられる方々に対しての対応という部分はないということによろしいですね。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木総合窓口課長。

○総合窓口課長（佐々木則夫君） こちらにつきましては、4月1日以降に生まれた子どもに対してということになりますので、今現在という方々は該当しないということです。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） まさにそのとおり書いてあるなというふうに思いますけれども、これは、市独自で、この条例が今回出されることによってですね、一般市民の皆さんに対しても、出産育児一時金が4月から上がるというのは認識されると思うんですが、今お産を迎えられた方々に対して遡及して何かできることはないのかというようなお話も出てくるかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょう。

○委員長（坂本悦夫君） 下島野部長。

○市民生活部長（下島野 悟君） この出産育児一時金の給付ですけれども、国保だけに限らず他の健保さん、社保といいますか、全保険者の子どもさんが対象となる国全体の制度の移行になりますので、それに合わせて宮古市も条例を改正して、4月1日から支給、給付するというものでございますので、4月以前、3月31日までの分につきましては、これまでの通りの、金額で言えば42万円でございますが、そういう方向で考えております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 一般質問も過去にさせていただきましたので、なかなか足並みをそろえていかなきゃいけない部分というのは、承知しておりますけれども、何かできる手だてがないのかなとやはりちょっと考えてしまいましたので、聞かせていただきました。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

田代委員。

○委員（田代勝久君） この増額分の計算、多分説明は1回あったと思うんですけど、確認したいのもう1回、詳細といっても時間も限られますけども、簡単にちょっと説明していただいでよろしいでしょうか。積算根拠といえますか、増額がどういう根拠でこの額になったのか。それをちょっと知りたいです。お願いします。

○委員長（坂本悦夫君） 下島野部長。

○市民生活部長（下島野 悟君） 出産に対しての病院出産ですね、普通分娩で、全国的に金額が上がっているというのが、実態としてあらわれてました。それで宮古市としても国保でございますけども、平均して47万円前後でございます。国のほうはもうちょっと高い。特に、50万円を超えてる出産費用もあります。それは比較的、私立病院の関係とか、比較的私立が高い。公立病院的には若干それよりは低いという全国的な、これは傾向です。それを見据えて、国のほうでは、今回、約8万円ほどのアップになりますけども、そういった50万円という今の出産に見合った金額を設定したものと理解しております。

○委員長（坂本悦夫君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） 増額の根拠というか、昨今の物価高等の経済的なとかそういう影響が連鎖して、例えば出産の医療関係のそちらのちょっと費用、費用というか、そこでの支出に増額されてるといえるのか、費用が余計にかかっているというそういう環境があるから、その分を拡充したという理解でよろしいですか。

○委員長（坂本悦夫君） 下島野部長。

○市民生活部長（下島野 悟君） 昨今の物価高騰とは、直接的には比例していないと私は思っております。

○委員長（坂本悦夫君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） その中の例えばですね、出産の費用が増額されたという理由というのは、何か病院の何かの処置とか、今までと違う何か余計に費用がかかる根拠というか、そういうものは把握してますでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木課長。

○総合窓口課長（佐々木則夫君） 出産育児一時金につきましては、ここ数年ですね、年間1%ぐらいずつ年間上がっている状況にあります。その値上げの状況というのがですね、例えば医薬品の値段が上がったりとか、あとは、病院側のほうでそちらのほうは決められるものですので、年々上がっている状況がありまして、それに対してですね、今まで42万円だった出産育児一時金では足りなくなってきたということで、令和2年度の全国での平均がですね46万円となっております、それで、今、46万円となっております、今ちょっと出産育児一時金が42万円、それではですね、出産するお母さんに対して手出し部分が出てくるので、それを補うということで、今回8万円上がったということです。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

これより議案第31号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第31号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行いますので、少しの間お待ちください。

〔説明員入替〕

○

付託事件審査（３） 議案第32号 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） それでは次に、議案第32号 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） ちょっと勉強不足なところもあってですね、詳しく聞かせていただきたいんですが、今回の理由が民法の改正に伴いということなので、国の方針に則ってということなんですけれども、懲戒権に関する規定がなくなるということは、罰則規定みたいなものがなくなったということなんでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎 薫君） 民法の改正に伴う改正ということで、民法の822条にこういった規定がございました。親権を行うものは、監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができると。子どもを懲戒することができるという規定がございました。この規定が、教育のためという口実になって、虐待に使われたというのが過去にあったということで、これを無くすべきだという議論がずっと続いてきました。それによりまして、懲戒規定自体が廃止になったと。そのために、それを引用しておりました例えば児童福祉法とかその関係法令の中で、全部懲戒という言葉が削除されました。懲戒そのものがなくなったので、懲戒の規定に従ってそれを濫用するという部分も全部削除になったということで、今回合わせてその改正がされております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） なるほど。子どもたちを守るためにという解釈ですね。ちょっとこの改正前の条例のところだけを見ると、この部分に関しては、人格を辱める等その権限を濫用してはならないとあったので、権限を振りかざして子どもたちに対して何かやるっていうのを止めるものがなくなってしまったのかなというふうに思ったんですが、そうではないということによろしいですね。わかりました。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。ほかになれば、これで質疑を終わります。

これより、議案第32号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第32号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（４） 議案第33号 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） 次に、議案第33号 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） ちょっと条例の中身から少し派生しての話になってしまうかもしれませんが、今回、附則の部分に書いてあります通り、自動車等にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えることというところで今回新たに加えてあるというふうに読んでいただければ、このブザー等というところに関して、宮古市として今後どのような形で保育所であったり幼稚園の方々に対して理解をしていただくようになるのかという部分をお聞かせください。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎課長。

○こども課長（岡崎 薫君） これに関しましては、従うべき基準として国で定められましたので、市内の施設、あとは公立の施設に対して通園バスを使っているところに関しては、その装置をつけることになります。その費用といたしまして、15号補正、3月議会の一般会計第15号補正で予算を計上しておりますので、そこで普及を進めたい。ただ、この機械の仕様というのが今年になってから発表されて、今後それを作っていかなきゃないというメーカーさんの事情もあつたりするので附則の部分がついているということで、その機械の普及が進むまでは、点検をきちんとやるという形で附則のほうでうたっております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 了解いたしました。補正のほうでも出てましたので、どういうふうにやっていくのかなというふうに考えておりましたので、メーカーの部分で供給が間に合わないところもあるんじゃないかなというお話もありましたので、しっかりですね、市内の事業者の方々の動向であったり、しっかり現状を把握しながら、条例共々進めていただければいいかなと思いますのでよろしく願います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

伊藤清委員。

○委員（伊藤 清君） これ送迎バスに事故があつたのを受けて国のほうでやるということだと思いますけども、これからだと思うんですけども、どういう装置、どの辺につけるとかそういったのは考えてますか。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎課長。

○こども課長（岡崎 薫君） 国のほうで12月20日にガイドラインというのが出されました。それに基づいて作るということで、車両に影響を与えないような範囲で、まず車検にちゃんととれるような範囲で作るということで、3列シート以上の車につけるという形になっておりました。容易に職員がスイッチを切れないようにとかというちゃんとした基準がありますので、我々が簡単に装置を買って付けるというような形には多分ならない。メーカーとか工場に行ってきたりした形で設備をつけてもらうという形になるようです。詳しくはガイドラインがあるんですが、私まだ全部きちんとは読んでませんので、詳細な説明は出来ませんが、座席の

1番後ろに例えばブザーをつけて、乗務員が後ろに行かなければ切らないようにという装置がまずありますし、そのほかには、あとはセンサーを使って子ども、人がいないかどうかというのを野外に知らせる。車を置き去りにしても外に対してブザーが鳴って知らせるってというような仕組みが盛られているようです。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） 去年の決算のときにもいろんなのがありますということで紹介したわけなんです、今課長が言った後ろのほうにブザーをつけて、後ろに行って電気を切らなければ何か切らなければ、鍵がかからないとかいろんな装置があるようですので、その辺は調べて、これからいい方向でできればというふうに思います。進めていっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今の伊藤委員の質問に続けてちょっと同じような質問なんです、もうここ数年、車のバスの置き去りとか死亡事故が増えてますけれども、それ以前はあんまりそういうの聞いたことなかったんですが、何か近年こういう問題が、大きく報道になってます。そして、その事故が起きた後も、なかなか類似の事故が起きてまして、幼稚園とかそういう方々の、経営する方々には、危機管理というのがないんじゃないかな。小さいお子様を預かっているのに、大人であれば何とか危険を察知して、何とか知らせることはできると思うんですけども、小さい子どもはなかなか出来ないじゃないですか。そういう場合に、いろんなところでこういう事故が起きているのに、何で同じような事故が起きるのかなとちょっと私は不思議なんです、確かに、国のガイドラインじゃないけどそういう指針は出来たとしても、それを遵守する守る側のほうがちゃんとやっていかないと、事故ってなくならないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤部長。

○保健福祉部長（伊藤 貢君） 答えたいします。

実はですね私も同じ思いです。なんで同じミスするんだべなっていうのを思ってます。それで、うちのほうといたしましては、このブザーをつけるのは補助的なもの、でも一番はやはり人の目だと思います。ですのでその部分は、公立私立問わず、先生方には確実にチェックしていただくような恰好、それも複数の目でということをお願いしております。人ですのでどうしてもミスっていうのはあるとは思いますが人の命に関わるものですので、この部分はですね、絶対行っていただきたいということをお願いしているところであります。今回のブザーはその補助的なもので、もし見落とした場合、そういうふうに残りまで行って、席を見ながら行っていただくというふうな格好になるのかなと思ってました。その中で、やはり、どうしてもそういうふうなミスは起こってはいけないものですので、しっかりと対応していかなくちゃならないというふうに感じております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今の部長の説明とか課長の説明はよく私も理解してますけれども、ただ人間ですので、ヒューマンエラーという形で片づける問題ではないんですこれは。子どもの命がかかってますので。例えば仕事して、どっかミスした。でもそれでもそういう大きな事故にならない。それはどういうふうにして起きたんだか検証すれば、事故起きなくなる。でも、同じことを何度も繰り返しているようでは、なかなか国の判断も遅いんじゃないかなと思うし、子どもを預かってる事業者に対して、もう少し厳しくその辺は指導していかないと、今まではちゃんと2人乗って、ちゃんと確認して残りまで行って、乗ってないっていうのを確認してから、ちゃんと鍵をかけた。そういう当たり前でやってることが、もう仕事に慣れてしまって、それがもうお

ろそかになってしまうというのはこういう原因じゃないかなと思うんです。やっぱり一番は、その職員が、ちゃんと安全管理をしっかりしていないというのが1番の原因じゃないかなと思ってるんですが、本当に国で、いろんな置き去りしないようにいろんな確かに装置をつけるのはそのとおりだと思いますけれども、それがなくてもちゃんと管理していれば、十分、子どもの命を安全に守れる。私はそう思ってますけども。ただ、そういうふうにつけたからって、みんなプラスで何もないということではないので、やっぱり機械は機械、人は人。人の目で、安全に完全に確認して降ろすというのが1番だと私は思っております。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） 管轄外とは知りつつ、お聞きしてもいいですか。というのは、小中学校でも送迎バス走らせてますよね。この辺もつけるんですか。どうなんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎課長。

○こども課長（岡崎 薫君） 今回の規定で、学校の通園バスにブザーをつけるというのは義務化はされていないんですけども、教育委員会のほうでスクールバス全24台に安全装置を設置する予定だと聞いております。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。

○委員（伊藤 清君） わかりました。

未確認情報で一つこういう事案があったというのを教えてください。中学校みたいなんですけども、未確認なので、こういう話をちらっと聞いたなというのは、うちの孫はクラブが遅くなって、夜だな、冬だと思うんですけども、バスに乗ってて眠ったんだと。そうしたらバスが鍵がかかって出られなかったと。それでも窓を開けて出てきたという話がね、聞いたったんです。そういう事案もあったようなので、つけるまでの間は今はまだ暗いので、みんなで運転手さん達と確認しながらこうやっていただければなというふうに思います。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。

小島委員、何かありますか。ない。

ほかになればこれで質疑を終わります。

これより議案第33号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第33号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案可決すべきものと決定しました。

付託事件審査（５） 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（重茂児童館）

○委員長（坂本悦夫君） それでは次に、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） 重茂児童館の指定管理につきましてお伺いいたします。

今回、ふれあいステーション・あいさんが指定管理者という形で出されておりますけれども、重茂児童館の指定管理はこれで何回目になりますか。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎課長。

○こども課長（岡崎 薫君） ちょっと回数はあれなんですけども、平成20年に重茂児童館を建て替えまして、そのときからずっとふれあいステーション・あいさんが受託しております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 平成20年からということで、今回です応募期間が、参考資料によりますと、令和4年の11月1日から11月30日までの30日間ということなんですけど、この期間の中で、候補者として名乗りを上げたのはふれあいステーションさんだけだったということでよろしいですか。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎 薫君） そのとおりでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 候補者が1個だけだったということもあるとは思いますが、児童館のほう、子どもたちが楽しく過ごしているようですので、しっかり、指定管理する以上、動向であったり施設管理者の状態を見ながら、指導等がある場合は、しっかりと行っていただければと思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに。

田代委員。

○委員（田代勝久君） 指定管理者に移行するメリットとして、例えば人件費の抑制などのコスト削減とかっていうメリットも一般的には言われていることもあると思うんですが、今回ちょっと、今お聞きしたいのは、これ、移行する場合にですね、ノウハウとか今まで培った経験とかっていうことを移行するときに、管理者へ移行した場合に、そのノウハウを受け継ぐ、それをスムーズに行う何かこう工夫とかそういったものはどういうふうに具体的にはなされてますか。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎 薫君） 当時、指定管理の移行を行うに当たって、重茂児童館の館長であった職員が、1年間、指定管理になった重茂児童館に通って子どもたちの様子を見たり、あと先生方に地域との付き合い方とか、保育の仕方とかを指導したという経緯があります。

○委員長（坂本悦夫君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） そういった移行のときにですね、移行に対して比較的スムーズに行ったと、順調だったというふうな認識を持たれておりますでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 岡崎課長。

○こども課長（岡崎 薫君） 重茂地域というのはやはり宮古から離れている地域でしたので、重茂地域の中での教育というのがすごく熱心に行われている地域でした。そこに市ではなくて新しい人が入ったということで、当初はやはりどういった人が来たんだろうというような感じの、いわゆる試されるというんですか、そんな感じのことがあったようですけども、地道にお父さんお母さんとかとお話をしながら進めていった結果、今はとても協力的に、協力していただきながら、運営出来ているということを聞いております。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ほかになければ、これで質疑を終わります。

これより議案第39号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第39号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって議案第39号は、原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替を行いますので、少しの間お待ちください。

〔説明員入替〕

○

付託事件審査（6） 議案第34号 宮古市介護保険高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例

○委員長（坂本悦夫君） それでは引き続き、議案第34号 宮古市介護保険高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） 今回の条例の廃止についてですけど、こういった背景があってこの廃止に至ったかというところを詳しくまたお聞かせ願えればと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤課長。

○介護保険課長（伊藤 眞君） 今回の条例案の廃止につきましてご説明いたします。今回の議案の中ですと、その理由という部分が確かに不明瞭な部分がありました。その部分について、この場でご説明させていただければと思っております。

この条例なんですが、高額介護サービス費の貸付基金条例というような形になってございます。高額介護サービス費というのがそもそも何なのかという部分から少し説明させていただきたいと思うんですけど、高額介護サービス費というのは、介護サービス利用者負担の1割から3割、それぞれの利用者が負担していますけれども、その合計額が高額になった場合に返ってくるというような制度でございます。その返ってくるお金という部分を担保に、貸付けを行うというようなものになってございます。介護サービスを利用して、その利用者負担が高額になり、それを生活費の中から支出し、それによって、当座のお金がちょっと足りなくなる不足するといった場合に、その返ってくるお金を担保に先にお金を貸してくれというような形の制度になってございます。

この制度なんですが、平成12年、合併前の旧宮古市で介護保険制度が出来たときに、同時スタートで出来た条例でございます。ただ、これがですね、貸付けの実績といたしましては、平成17年に1件のみという結果でございました。こういう背景を受けまして、令和4年の9月ですね、令和3年度決算審査意見書、監査委員会からのご指摘という形だったんですけども、長期にわたり活用されていない基金があると。必要に応じて廃止を検討するなどの措置を図られたいというようなご指摘も受けたところでございます。これを受けまして、内部で検討いたしまして、今回、廃止の形をとらせていただこうというものになってございます。あらあらですが以上でございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） もともと利用者が平成17年の1件だけということで、監査の方々からの指摘もあつての今回の廃止ということだというふうに今、説明をいただきました。そうすると、この貸付基金の、このもともとの制度自体があまり必要とされていたものではなかったのかなという認識もちょっとあつたんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤課長。

○介護保険課長（伊藤 眞君） 大変申し訳ございません、先ほどの説明の続きの部分がちょっとございまして、結果今のお話、議員さんからのご指摘のとおり、制度そのものの存在意義は何なのかという部分で、今回、必要にならなくなった理由というのが一つございます。それはですね、高額介護サービス費なんですけれども、平成20年度から自動給付というか、1度ですね申請していただければ、これまで1回1回申請に行かなければならなかった煩わしさがあつたと思うんですけども、そこがですね、自動で返ってくるというような制度に切り替わりまして、それによりまして、その一定額、一定の期間ですけれども、3か月後に払戻しがあるという部分が自動で返ってくる。貸付けにおきましても、高額介護サービス費が確定するのが2か月先でございますから、ほぼ貸付けを借りれる期間と、自動給付で戻ってくる期間が、あまり差がなかったというところもございまして、実態としては、今現状自動給付に変わります、この貸付基金の代わりというかそれを十分補填できるような今制度に20年度から変わってるというところも実態としてはございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） なるほど。この制度がなくなって、困る方が出てくるのかなとは思いましたが、もともと利用件数の話もありましたし、今のお話ですと、もうそもそも介護の自動給付という形になったおかげで、この制度に頼らなくてもよくなったという状況になってきたのだということがわかりましたので、なるべくスリム化できる場所は、行政もスリム化していったいかなければいけないと思いますので、了解しました。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

田代委員。

○委員（田代勝久君） 少し介護制度とか、医療に関する社会補助制度がよく出来た制度であるというふうに、前提で今の多分当局の皆さんはすごく制度に関して専門的に精通されて、知識も豊富にあると。説明も本当に明瞭にいただけるんですけども、一般の人間からしますと、非常に複雑な制度だなと。受益者も多岐にわたっておりますし、そもそも医療とか、今は違いますけど教育だと福祉だとかっていうのは、資本主義に僕はあまりなじんでないかなっていうふうな認識を持ってまして。余り複雑な制度にすると、ちょっと欺瞞が多くなるんじゃないかなと。受益者もちょっとよくわからないけども、どこにお金が流れているんだかちょっとわからないようなところもちょっとちらほら、そういうことを指摘される経済学者とか、そういう方もいらっしゃると思いますが、その辺についてはどういうふうに認識されてますか。非常に複雑なんで、それですし、命に関わることなんでちょっとデリケートな話であるんですが、ちょっと一般論でちょっとお願い出来ますか。

○委員長（坂本悦夫君） 介護保険課長。

○介護保険課長（伊藤 眞君） 議員ご指摘の部分についてはそのとおりの部分もあると思います。というのは、特にも介護保険につきましては65歳以上の高齢者がメインでございます。そのような方々に、複雑な制度というふうに捉えられるという部分は、おっしゃるとおりだと思ってございます。そうした場合に、私たちが気をつける部分は、やはりできる限りわかりやすく丁寧な説明というのにやはり限るのかなとは思ってございます。その上で、単純なサービスというのよりも、今はどちらかといいますと、先ほどお話しされた多岐にわたる

ろいろな方、逆に言うとそれに合わせた多岐にわたるサービスというような、どうしてもニーズという声に私どもが対応しようとしますと、それに合わせたやはり制度っていう形になってきます。その部分を、よりわかりやすく説明に私たちは努めるべきというふうに考えておりまして、そのような形でできる限り、ちょっと絵に特化するようなものとか、できるだけ活用しながら、宮古弁も使いながらやりたいなとは思ってます。

○委員長（坂本悦夫君） 田代委員。

○委員（田代勝久君） わかりました。現行の制度が複雑ではあるけれどもそれをわかりやすく説明、それができる優秀なスタッフだし、一生懸命制度について精通なさっているんだっていうご苦労もちょっと見え隠れするなという印象を持ちました。

ですが、社会保障の在り方っていうのは今はもう、全体を見た場合ですね、もうこれからちょっともう130兆とかもうこの先増えることが予測されているとか確定していることでありますし、やはりコストの低廉化ということを考えたやはり制度の簡素化っていうことも、多分全体の中ではその制度設計、多分、霞が関の官僚の方々が考えることだとは思うんですけども、一つだけ挙げるとするとどういふところを改善すると、もうちょっと何ですかね、万人にわかりやすいとか、そういう何かこうえらもうとかね欺瞞とか、その受益者は百何十兆というお金が一体どういふふうに使われるとかちょっと何かこう複雑な制度でわからないみたいなことがなくなるのか、そういうところをですね、ちょっと何か一つ、何かこう具体例を。

○委員長（坂本悦夫君） 田代委員、お気持ちは分かるんですけども、この案件からちょっと外れてるので。田代君が言うとおりの、介護保険制度は結構複雑なので、委員会として勉強会を3月中にやろうと思ったんだけど、日にちがとれないので、来年度、年度を越すかもしれませんが、そのとき介護保険制度について勉強会をしますので、そのときにね、いろいろと質問していただければいいかなというふうに思いますので、今回はこれで。

そのほか、質問ございますか。ほかになければこれで質疑終わります。

これより議案第34号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第34号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって議案第34号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔説明員入替〕

付託事件審査（7） 議案第38号 宮古市北上山地民俗資料館条例及び宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） 次に、議案第38号 宮古市北上山地民俗資料館条例及び宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

これより議案第38号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。

議案第38号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって議案第38号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員は退室してください。

〔説明員退室〕

○委員長（坂本悦夫君） 以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。

3月17日の本会議における本日の審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

以上で付託事件審査を終わります。

午前10時52分 付託事件審査終了

○

宮古市議会教育民生常任委員会委員長 坂 本 悦 夫